

# 下水道使用料関係法規（抜粋）

## 1. 法律

### （1）地方公営企業法

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

## (2) 地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、**その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入**(第五条の規定による地方債による収入を含む。)**をもつてこれに充てなければならない。**但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

## (3) 下水道法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **下水** 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「**汚水**」という。)又は**雨水**をいう。
- 二 **下水道** 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎し尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- 三 **公共下水道** 次のいずれかに該当する下水道をいう。
  - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠きよである構造のもの
  - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

四 **流域下水道** 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、**条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。**

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における**適正な原価をこえないもの**であること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他

の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

## 2. 通知等

### (1) 下水道財政のあり方関係

#### ① 第五次下水道財政研究委員会報告（提言）

##### 第4 下水道財政のあり方

##### 1 費用負担の基本的考え方

##### ② 国、地方公共団体、使用者等の適正な費用負担原則

（省略）

また、使用者は、下水道整備により**生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者**であることに鑑み、原則として、下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき部分につき、その受益等に応じて適正な費用負担をすべきである。

##### 【第五次下水道財政研究委員会の骨子】

1. 国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要であり、そのためには、適正な費用負担原則の確立を図ることが必要である。
2. 下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し基本的には、**雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担**するものとして取り扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部（水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費等）を公費負担とすることが適当である。
3. 汚水にかかる**資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが適当**であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の実情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。

### (2) 使用料関係

#### ① 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和27年9月29日自乙発第245号）

##### 第一章 第三節 四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである（法第21条第1項）が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、

能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること（法第21条第2項）。この場合の**原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でない**こと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、**料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当**であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること（地方自治法第228条）。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

## ② 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）

第二 一 (4)「財源試算」のとりまとめ

### ②財源構成の検討

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

(ア) **料金の算定に当たっては、原価（減価償却費や資産維持費等を含む。）を基に料金を算定**することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。

## (3) 最低限の経営努力

### ① 平成17年1月21日 全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料

#### 2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② **現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業**にあっては、水道の使用料単価が176円/m<sup>3</sup>（家庭用使用料3,119円/20m<sup>3</sup>・月）（H15決算値）である

こと及び個別処理浄化槽の使用料単価が 135 円/m<sup>3</sup>（家庭用使用料 3,075 円/20 m<sup>3</sup>・月）（H15 決算値）であること等にかんがみ、**まずは、使用料単価を 150 円/m<sup>3</sup>（家庭用使用料 3,000 円/20 m<sup>3</sup>・月）に引き上げる**こと。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が 150 円/m<sup>3</sup>を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

## ② 今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書（平成 18 年 3 月）

(P. 9)

現状における各団体の下水道使用料の平均は月 2,580 円/m<sup>3</sup>（使用料単価ベース）であり、汚水処理経費に対する回収率は約 6 割に過ぎないが、個別に見ていくと汚水処理経費を使用料によってほぼ回収している事業がある一方で、汚水処理経費が高額であるにも係わらず使用料を低く設定している事業も見られる。汚水処理経費、とりわけ汚水資本費は処理区域内人口密度や処理規模の大小にも関連して団体、事業ごとにかかなりの差があるが、いずれにしても経営努力による経営の効率化を図りながら使用料を適正な水準まで引き上げることは喫緊の課題である。

(P. 16)

下水道事業における使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、**他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額等を勘案し、**当面の間は全国平均として**月 3,000 円の水準を目途に適正化**を図っていくべきである。

## ③ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省通知平成 26 年 8 月 29 日付）

第 3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項 4 下水道 (P. 15)

⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力**として、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収月 3,000 円/20 m<sup>3</sup>**を前提として行われていることに留意すること。